

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて(平成18年3月2日付け国自整第127号)新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: right;">国自整第127号 平成18年3月2日</p>	<p style="text-align: right;">国自整第127号 平成18年3月2日</p>
<p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p>	<p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p>
<p style="text-align: center;">自動車交通局技術安全部整備課長</p>	<p style="text-align: center;">自動車交通局技術安全部整備課長</p>
<p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>自動車分解整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け国自整第126号)(以下「処分基準通達」という。)において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。</p>	<p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>自動車分解整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け国自整第126号)(以下「処分基準通達」という。)において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 用語の定義 (略)</p>	<p>1 用語の定義 (略)</p>
<p>2 「1 通則」関係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 「1 通則」(1)の口頭注意、文書警告については、<u>次表のとおりとする。</u> なお、地方運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等(口頭注意を除く。)を受けていない場合には、運輸支局長(運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。)による文書警告とすることができるものとする。</p>	<p>2 「1 通則」関係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 「1 通則」(1)の口頭注意、文書警告については、<u>認証事業者の当該事業場の違反点数の合計点数が1点～5点の場合は口頭注意とし、6点～9点を地方運輸局長による文書警告とする。また、指定事業者の当該事業場の違反点数の合計点数が1点～9点の場合は口頭注意とし、10点～19点を地方運輸局長による文書警告とする。さらに、優良認定事業者の場合は、1点～9点を口頭注意とし、10点～89点を地方運輸局長による文書警告とする。</u>なお、地方運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等(口頭注意を除く。)を受けていない場合には、運輸支局長(運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。)による文書警告とすることができるものとする。</p>

改正案				現行			
	上段：当該事業場の違反点数の合計 下段：口頭注意又は文書警告の種類						
認証事業者	1点～5点 (事業場の設備及び従業員等に係る違反がない場合に限る。)	1点～5点 (左欄以外の場合)	6点～9点				
	口頭注意	地方運輸局長による文書警告					
指定事業者	1点～9点 (事業場の設備、技術及び管理組織に係る違反がない場合に限る。)	1点～9点 (左欄以外の場合)	10点～19点				
	口頭注意	地方運輸局長による文書警告					
優良認定事業者	1点～9点 (事業場の設備、技術及び管理組織に係る違反がない場合に限る。)	1点～9点 (左欄以外の場合)	10点～89点				
	口頭注意	地方運輸局長による文書警告					
(7)～(8) (略)				(7)～(8) (略)			
(9) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重又は軽減は、次によるものとする。				(9) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重又は軽減は、次によるものとする。			
① 法令違反の内容について社会的影響等が大きい場合には、違反点数の合計を2倍に加重することができるものとする。				① 法令違反の内容について社会的影響が大きい場合には、違反点数の合計を2倍に加重することができるものとする。			
② 「3 認証事業者の行政処分」(2)及び「4 指定事業者の行政処分」(2)に該当しないときであって、違反行為を自主申告し当該違反事項の改善が可能な場合、又は、過去に行政処分等(口頭注意を除く。)を受けたことがなく、 <u>違反行為を含む業務全般に渡る著しい質の向上が見込まれる場合</u> には、違反点数の合計を2分の1に減ることができるものとする。ただし、違反行為に起因する事故が発生した場合又は違反行為が故意と認められる場合は、この限りでない。				② 「3 認証事業者の行政処分」(2)及び「4 指定事業者の行政処分」(2)に該当しないときであって、違反行為を自主申告し、 <u>当該違反事項の改善が可能な場合には、違反点数の合計を2分の1に減ることができるものとする。</u> ただし、違反行為に起因する <u>重大な事故</u> が発生した場合又は違反行為が故意と認められる場合は、この限りでない。			
③ 前2号のほか、行政処分等を行おうとする違反事項について、故意・過失等の高度な判断を要する場合であって委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(2)の適用に関し、その取扱い(違反点数に係る変更を除く。)を決定することができるものとする。							

改正案	現行
<p>(10) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、翌年度4月末日までに自動車交通局技術安全部整備課あて報告する。</p> <p>(11) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 「4 指定事業者の行政処分」関係</p> <p>(1) 「4 指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、4と同様とする。</p> <p>なお、以下の場合も含むものとする。</p> <p>① 点検整備及び検査を実施せず（一部未実施を含む。）に保安基準適合証を交付した自動車が当該未実施に起因する<u>事故</u>を起こした場合</p> <p>② 保安基準不適合状態のまま保安基準適合証を交付した自動車が保安基準不適合状態に起因する<u>事故</u>を起こした場合</p> <p>(2) 「4 指定事業者の行政処分」(3)①、②、③、④及び⑤については、当該車両が事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、1台のみの違反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、別表2の規定にかかわらず文書警告とすることができるものとする。</p> <p>(3) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(10) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 「4 指定事業者の行政処分」関係</p> <p>(1) 「4 指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、4と同様とする。</p> <p>なお、以下の場合も含むものとする。</p> <p>① 点検整備及び検査を実施せず（一部未実施を含む。）に保安基準適合証を交付した自動車が当該未実施に起因する<u>重大な事故</u>を起こした場合</p> <p>② 保安基準不適合状態のまま保安基準適合証を交付した自動車が保安基準不適合状態に起因する<u>重大な事故</u>を起こした場合</p> <p>(2) (1)でいう「<u>重大な事故</u>」とは、<u>車両火災・死亡事故等の社会的影響が大きい事故をいう。</u></p> <p>(3) 「4 指定事業者の行政処分」(3)②（不正改造状態は除く。）、③及び④（車台番号及び原動機型式の場合は除く。）については、当該車両が事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合、1台のみの違反<u>であれば</u>、文書警告とすることができるものとする。</p> <p>(4) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。</p> <p>6 (略)</p>